

第 27 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 5 年 2 月 21 日 (火) 午後 1 時 30 分
会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
6 番 二瓶 崇	7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人
9 番 大津 康男	10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一
12 番 木戸 賢治	13 番 木村富士男	14 番 小林 博行
15 番 菅井 大輔	16 番 岩崎 茂治	17 番 佐藤 光伸

4. 本日の総会に欠席通告した委員

4 番 小沢 勝則 5 番 武藤 常雄

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 58 号 会務報告について

報告第 59 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 136 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 137 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 138 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 139 号 農用地利用集積計画について

議案第 140 号 農用地利用配分計画（案）について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誼 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 佐 藤 崇 史

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は大変お忙しいところ、また、あいにくの雪の中、第27回総会にご出席をいただきまして誠にご苦労様でございます。さて、先月の23日に地域計画の策定に伴う会議ということで、全体会議を開催したところでございます。その後2月2日に最適化推進委員会が開催され、今月の地区調整会議において、皆さんから様々な意見を頂戴して参り

ました。これらの意見を今後の策定に向け、ぜひ活かして行きたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思っております。地域計画の策定ということで、これから進めて行かなければなりません。来月になりますと来年度の営農計画の面談の際に農業委員、最適化推進委員に出席を頂きまして、意向調査の面談及びアンケートの回収を図って行かなければなりません。その様なことで、本日の農業委員会総会後の全員協議会の中でも事務局から説明があります。また、来月の地区調整会議において十分協議をしていただきまして、情報を共有していただいて、効果的にまた効率良く進めて行きたいと思っておりますので、皆様のご理解、ご協力を節にお願い申し上げたいと思っております。前回も申し上げましたが、これは避けては通れないということで、皆様にご足労をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

本日の総会には、報告2件、議案5件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申し上げます、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、4番 小沢勝則委員、5番 武藤常雄委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第27回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、15番 菅井大輔委員、16番 岩崎茂治委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第58号 会務報告について」、「報告第59号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第58号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第59号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔15件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第58号及び報告第59号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第58号及び報告第59号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第58号及び報告第59号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第136号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定3件、所有権移転8件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、1番 高橋忠一委員、No.2については、13番 木村富士男委員、No.3については、15番 菅井大輔委員、所有権移転のNo.1、No.2については、7番 菊地貴委員、No.3については、10番 小林千代松委員、No.4、No.5、No.7については、6番 二瓶崇委員、No.6、No.8については、14番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第3条権利設定 案件No.1について、ご報告いた

します。去る2月8日午前10時頃より、被設定人〇〇〇氏立ち会いのもと、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。設定人の〇〇〇氏は、都合により欠席されましたので、電話にて聞き取り調査をいたしました。現地は、〇〇〇氏の自宅のすぐ西側に位置し、昨年まで稲を作付けしていたということです。ただ、体調を崩したこともあり耕作管理が出来ないため貸し付けることになったそうです。結果、本申請に伴う権利の取得については、周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、適正に管理されるものと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔権利設定のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法第3条権利設定 案件No.2について、ご報告いたします。去る1月17日の午後6時頃から、設定人の〇〇〇さんの息子さんと被設定人の〇〇〇さんに農業委員会に来ていただいて、聞き取り及び書類の作成を行いました。〇〇〇さんの畑は、以前お父さんがいろいろな畑作物を作付けしていましたが、亡くなられてからは何も作付けしておらず、周囲に迷惑をかけないようにと息子さんが、年に数回草刈だけを行っておりました。〇〇〇さんは大学で有機農業を学んでおり、この春に卒業して喜多方に移住して有機農業を始めるとのことでした。〇〇〇さんは、昨年秋に農業振興課の方と一緒に現場を確認されております。私も去る2月10日午後1時頃、現地の確認をして参りましたが、申請地の両隣りとも不作付け地になっておりましたので、〇〇〇さんの作付けが順調に進んで、いずれは周囲の畑も一緒に作ってもらえれば良いと思います。以上です。

○菅井大輔委員

〔権利設定のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番菅井です。農地法第3条権利設定 案件No.3について、ご報告いたします。去る2月9日午後2時30分より、被設定人の〇〇〇さん宅において、〇〇〇さんより聞き取り調査を行いました。申請地は、以前より

基盤法と農地法第3条による利用権設定がなされていた農地で、賃借料の変更等も踏まえ、今回全筆まとめたの3条申請となったものです。これらの農地は、〇〇〇さんが30年に渡って水稻を作付けして来ましたが、所有していた農機具が壊れてからは、機械の更新はせずに親戚でもある市内の農業法人に機械作業を依頼して、出荷まで問題なく出来ているとのことでした。昨年までのこれらの水田の管理において、周辺の農地も含め特に支障はなく、権利取得後も引き続き適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕
7番菊地です。農地法第3条所有権移転 案件No.1及びNo.2について、報告させていただきます。まず、案件No.1について、報告いたします。去る2月7日午前9時頃より、譲渡人は高齢により欠席のため電話確認いたしました。譲受人の〇〇〇さんと現地確認いたしました。申請地は3筆ありますが、現況は1枚の圃場となっております。当圃場は今までも譲受人が耕作しており、隣接圃場も譲受人所有のものです。よって、作業効率が良く、権利の取得においては、今後も周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断しました。

続きまして、案件No.2について、報告いたします。去る2月7日午前9時30分頃より譲受人は高齢により欠席のため、こちらでも電話確認いたしました。譲受人の〇〇〇のお父さんと現地確認いたしました。申請地に挟まれた圃場が〇〇〇さん耕作の圃場で隣接しており、作業効率が良く、また旧知の仲であり、10数年に渡り申請地を耕作しております。よって、権利の取得においては今後も周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断しました。以上です。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕
10番小林です。農地法第3条所有権移転 案件No.3について、報告いた

します。去る2月9日午後3時頃、譲渡人の高埜さんには電話で確認をいたしました。また、譲受人の〇〇〇さんとは面会し、現地確認をいたしました。申請地は、〇〇〇さん宅から100メートル位のところに位置し、積雪がありましたが、申請地7筆を確認し、聞き取り調査を行いました。本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo.4、No.5、No.7について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。農地法第3条所有権移転 案件No.4、No.5、No.7について、説明申し上げます。まず、案件No.4について説明申し上げます。去る2月9日午後3時より譲受人の〇〇〇代表取締役の〇〇〇さん立ち会いのもと、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。当申請地は、譲受人が特例事業による割賦が終了したため、譲り受けるものであり、また、申請地は以前より耕作管理している農地でありますので、今後も今まで同様、適正な管理がなされるものと判断いたしました。

続きまして、案件No.5について、説明申し上げます。去る2月9日午後3時30分頃より、譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。こちらも案件No.4と同様、当申請地は特例事業による割賦が終了したため、譲り受けるものであり、以前より耕作管理している農地であります。よって、今後も今まで同様、適正な管理がなされるものと判断いたしました。

続きまして、案件No.7について、説明申し上げます。去る2月9日午後4時頃より、譲受人〇〇〇さん立ち会いのもと、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。事務局から説明があった通り、譲渡人と譲受人は親子関係でございます。譲受人が自宅のリフォーム資金を借りるため、その担保とするために当申請地の生前贈与を受けるものであります。申請地は、自宅敷地に隣接し、今まで草刈等の管理をしておりましたが、

今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo.6、No.8について、現地調査の結果並びに補足説明〕
14番小林です。農地法第3条所有権移転 案件No.6について、ご説明いたします。2月8日午後1時30分頃、譲受人の〇〇〇さん宅へ訪問し、父の〇〇〇さんに聞き取り調査と現地の案内をしていただき、現地調査を行って参りました。〇〇〇さんは、大規模水田農家で本申請地についても公社との契約のもと耕作しておりましたが、この度、権利を確定したいということで、公社より買い求めたいということであります。申請地の田は3反の1枚の田で、周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、畑については、自宅の土地に隣接しており、野菜等の作付けがされておりました。こちらも周辺の農地に支障を及ぼすことはないことを確認して参りました。

続きまして、案件No.6について、ご説明いたします。2月12日午後1時45分頃、譲受人の〇〇〇さん宅へ訪問し、聞き取り調査と現地の案内をしていただきました。〇〇〇さんと〇〇〇さんは、いどこ同士であり、県営の圃場整備事業における換地処分の本登記の際、相続関係により申請地の2筆について〇〇〇さん名義になってしまったということがございます。今回、名義を直すために申請したということであります。申請地については、昔も今も〇〇〇さんが耕作しており、何ら問題ないと判断いたしました。現地は、田、畑とも耕作されていることを確認して参りました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第136号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第136号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第136号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第137号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、3番 渡部清孝委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○渡部清孝委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。農地法第4条 案件No.1について、補足説明いたします。去る2月9日午前9時15分頃より、代理人の〇〇〇行政書士、事務局 誼高次長、高橋農業委員、私の4名で現地調査を実施いたしました。申請地は市の中心部に位置しており、賃貸住宅を建築し土地の有効活用と住宅不足に対応したいとのことです。転用により周囲に土砂が流出しないように十分注意して造成します。雨水は、浸透及び駐車場の側溝に集め、

西側の水路に流すそうです。汚水は市の下水道を利用します。また、周囲に農地はなく、支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第137号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第137号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第137号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第138号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、3番 渡部清孝委員

No.2については、1番 高橋忠一委員より現地調査の結果、並びに補

足説明がありましたら報告を求めます。

○渡部清孝委員

〔権利設定のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。農地法第5条 設定案件No.1 について、補足説明いたします。去る2月9日午前9時40分頃より、設定人の〇〇〇さん、〇〇〇行政書士、事務局 誼高次長、高橋農業委員、私の5名で現地調査を行いました。設定人の〇〇〇さんと〇〇〇さんは親子関係でございます。申請地は設定人の実家に隣接しており、上下水道ともに完備されています。将来の両親のことを考え住宅を建築したいとのことです。申請地の隣接する水路等に土砂が流出しないよう、境界法面は十分な締め固めを行います。また、住宅の排水は公共下水道へ放出します。申請地に隣接する西側は道路と住宅、北側は水路と道路であり農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○高橋忠一委員

〔権利設定のNo.2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第5条 設定案件No.2 について、報告いたします。去る2月9日午前10時10分頃より、設定人の〇〇〇さん、〇〇〇の〇〇〇さん、代理人の〇〇〇事務所の〇〇〇さん、渡部農業委員、私、事務局より誼高次長立ち会いのもと、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。現地は〇〇〇のすぐ北側に位置しており、昨年まではそばを作付けしていたそうです。しかし、事業拡大等の関係もあり事務員や来客用の駐車場が手狭になり、事務所に隣接する申請地を借り受け、来客用及び事務員用の駐車場を整備したいということでございました。また、現地は道路と水路に囲まれた土地のため、本申請に伴う権利の設定については、周辺農地に支障を及ぼすことはないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第138号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第138号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第138号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第139号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.42を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.42を除く案件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第139号のNo.42を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、2番高野委員。

○高野進委員

2番高野です。20ページにございます、No.25とNo.26の案件について、お伺いいたします。借り手の資格状況の農用地の面積が合計で

472, 302. 60㎡となっておりますが、耕作されている作物の状況について、お伺いします。

○事務局

只今の高野委員のご質問でございますが、〇〇〇さんの経営の耕作物は何かということでございますが、すべて水稲ということであります。以上であります。

○議長

高野委員よろしいですか。

○高野進委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

はい、18番齋藤委員。

○齋藤澄子委員

18番齋藤です。27ページのNo.46の賃借料の金額が少し大きいので、理由を教えてください。

○事務局

アスパラを栽培するということであり、収入があがる作物であるため田の借賃につきましては少し高い金額で設定されておりますが、お互いに合意している内容であることを確認しております。以上です。

○議長

齋藤委員よろしいですか。

○齋藤澄子委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第139号のNo.42を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第139号のNo.42を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第139号のNo.42の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、7番 菊地貴委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、菊地貴委員の退席を求めます。

※（7番 菊地貴委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.42の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第139号のNo.42の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第139号のNo.42の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第139号のNo.42の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

7番 菊地貴委員の着席を求めます。

（ 7番 菊地貴委員着席 ）

○議長

続きまして、「議案第140号 農用地利用配分計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用配分計画（案） 2件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第140号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、18番齋藤委員。

○齋藤澄子委員

18番齋藤です。期間の確認ですが、No.1の案件について、7年だと期間が合わない、終期が12年だと8年になると思うのですが。

○事務局

終期が令和12年3月までですので、12年産は入っていないため7年間という計算になります。

○議長

齋藤委員よろしいですか。

○齋藤澄子委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第140号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第140号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第27回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 4 : 4 6